

熊本市自転車^①の安全利用及び駐車対策等に関する条例の 改正について（骨子案）

令和3年10月6日（水）

熊本市自転車駐車対策等協議会

1. 背景と目的

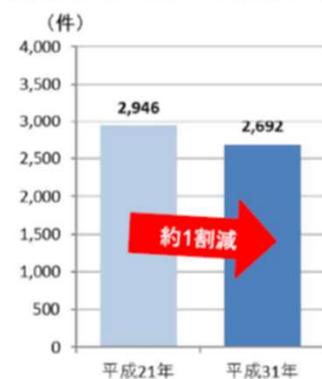
◆背景

- ・自転車は、年齢を問わず利用できる。
- ・コロナ禍で自転車利用のニーズが高まっている。
- 《これに対して》
- ・自転車は、車両の一種との理解がなされていない。
- ・依然として交通ルールの順守、交通マナーが欠如している。
- ・自転車関連事故件数は大幅減少しているが、自転車が加害者となる対歩行者の事故は、ほぼ横ばいの状況。
- ・熊本市内でも、1日1件の割合で自転車事故が起こっている。
(H30：408件， R1：399件， R2：275件)

■自転車関連事故件数の推移



■自転車対歩行者事故件数の推移



【出典：道路の交通に関する統計（警察庁 | e-Stat, R2.2.13）】

◆（通称）自転車安全利用条例制定の自治体：113自治体（R3.4.1現在）

（うち政令市は、**仙台市**，さいたま市，**千葉市**，**相模原市**，**静岡市**，**名古屋市**，**京都市**，**堺市**，**岡山市**，**福岡市**，**北九州市**の11市）

※自転車の安全利用の促進に関し、基本理念、各主体の責務、交通安全教育の実施などを規定した条例を制定している自治体

◆自転車活用推進計画策定の自治体：150自治体（R3.3.31現在）

（うち政令市は、**仙台市**，**千葉市**，横浜市，川崎市，**相模原市**，新潟市，**静岡市**，浜松市，**名古屋市**，**京都市**，大阪市，**堺市**，神戸市，広島市，**福岡市**，**北九州市**，熊本市の17市）

※赤文字は、条例制定・推進計画策定の両方ある政令市

⇒ （通称）自転車安全利用条例と自転車活用推進計画の両輪で、自転車施策進めている。

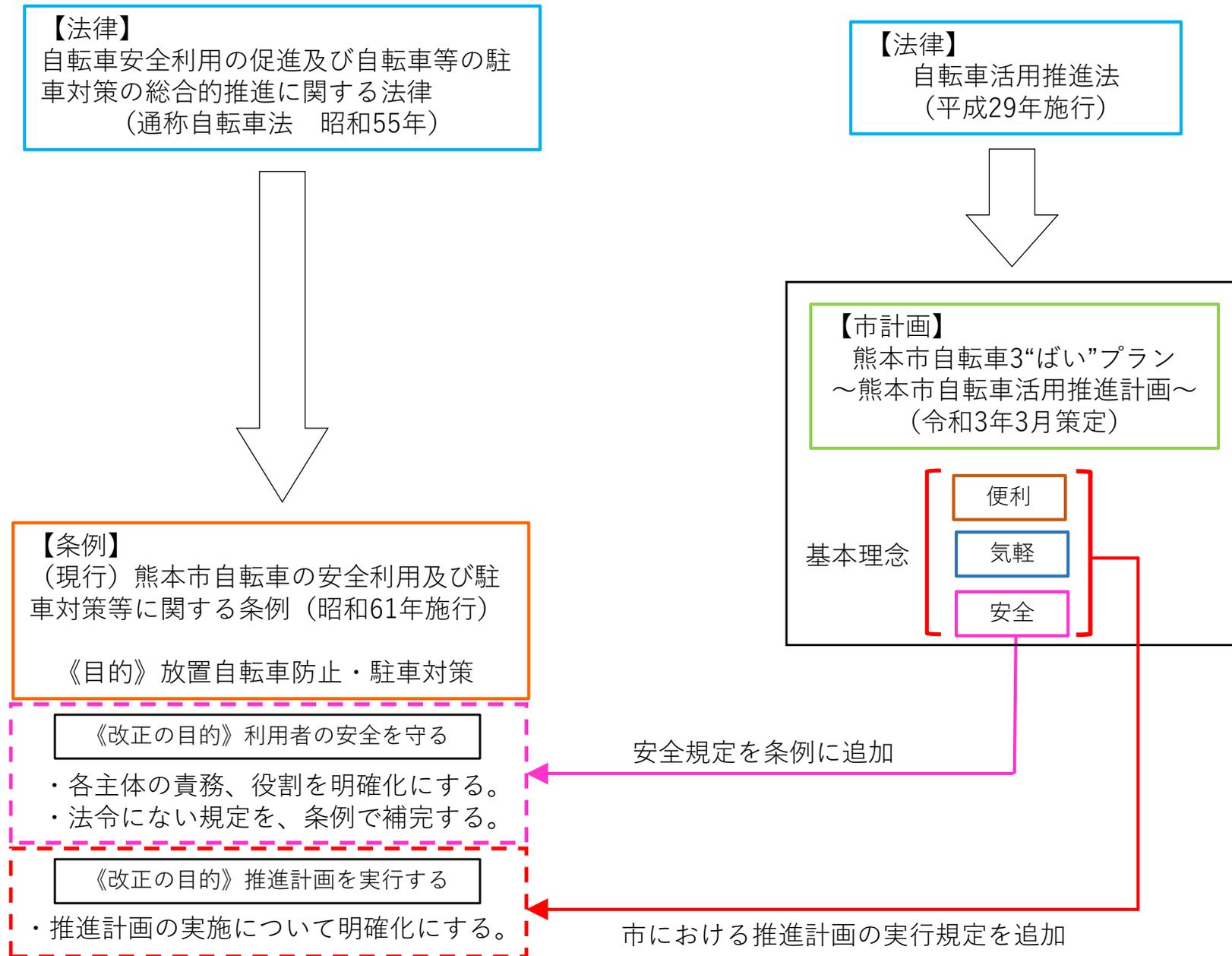
○条例改正の目的

- ・自転車利用者等関係主体への自転車に関する責務を明確化し、それぞれに取り組む。
- ・道路交通法等の法令にない規定を、条例に設ける。

⇒ 関係者が一体となり、一層の交通ルールの順守、交通マナーの向上を図る。

⇒ 自転車利用に関連する交通安全啓発の根拠とする。

2. 改正条例と自転車活用推進計画の関係図



現行条例に、計画に関する規定を追加し、両輪で自転車利用を推進していく。

3. 改正条例の構成イメージ

【（改正）熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例】

【現在の規定】

○自転車の放置禁止等

【内容】

放置禁止区域の指定等、自転車の放置の禁止、放置自転車に対する措置、保管した自転車の措置、費用の徴収、自転車駐車場内の措置

【（改正）熊本県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の規定】

○各主体の責務

・自転車利用者、事業者、自転車貸付業者、学校の長、保護者等、自転車小売業者

【内容】安全な技能及び知識の習得、点検整備、安全利用の確保、安全利用の指導・啓発・情報提供

○自転車保険等への加入促進

・自転車利用者、保護者、事業者、自転車貸付業者

【内容】自転車保険等への加入

・自転車小売業者、事業者

【内容】自転車保険等への加入確認

・学校の長、自転車小売業者、自転車貸付業者

【内容】自転車保険等の情報提供

【上乗せ規定】

○各主体の責務

・自転車利用者

【内容】ヘルメット着用努力義務、灯火義務、反射器整備

・学校の長の責務

【内容】生徒に対するヘルメットの着用や安全措置に関する指導
教職員に対する交通安全教育

・事業者の責務

【内容】自転車通勤者に対するヘルメットの着用や安全利用の指導

・自動車・原付運転者の責務

【内容】自転車の側方を通過する際の通行方法

・交通安全団体の責務

【内容】安全利用の指導・啓発

○自転車保険等への加入促進

・学校の長

【内容】自転車通学者に自転車保険の加入を確認

・交通安全団体

【内容】自転車保険に関する情報提供

・損害保険会社等

【内容】市と連携しながら、自転車保険に関する情報提供

○市における役割

【内容】交通安全教育の推進、自転車利用環境の整備など

熊本市内での自転車関連事故は、県全体の約2/3を占める。

この条例改正では、熊本県条例の規定を加え、さらに上乗せ規定も設ける。

4-1. 条例改正の内容(骨子案)

【主な定義】

- ①**自転車利用者**：自転車を利用する者
- ②**保護者等**：保護者（子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人））及び高齢者の家族
- ③**学校**：学校教育法第一条に規定する学校（幼稚園を除く。）、同法第二百二十四条に規定する専修学校及び同法第一百三十四条第一項に規定する各種学校
- ④**事業者**：市内で事業活動を行う法人その他の団体及び個人
- ⑤**自転車小売業者**：自転車の販売を業とする者
- ⑥**自転車貸付業者**：自転車貸付けを業とする者
- ⑦**交通安全団体**：交通安全に関する活動を行うことを主な目的として組織された団体及び自転車の安全利用に関する活動を行う団体
- ⑧**関係機関**：自転車の安全利用及び駐車対策等に関する施策を実施する国及び地方公共団体の機関
- ⑨**自転車損害賠償保険等** 自転車の利用によって他人の生命、身体又は財産を害したときに生じた損害を賠償する責任が発生した場合に、これによる損害を填補するための保険又は共済

4-2. 条例改正の内容(骨子案)

交通ルールやマナーの向上、自転車の安全で適正な利用を推進するため、自転車に関する各主体の責務を新規追加するもの。

○各主体の責務

①市の責務

市が自転車施策推進する旨を規定

自転車利用者の利便増進、自転車の安全で適正な利用、利用環境の整備及び公共の場所における自転車の放置防止及び駐車対策等に必要な施策を実施

②自転車利用者の責務

- ・ 道路交通法の遵守や必要な技能及び知識の習得
- ・ 歩道通行可能の際の注意点
(可能な限り左側の歩道を通行する, 多数の歩行者がいた際の押し歩き, 他人に危害や迷惑を及ぼさないこと)
- ・ 定期的な点検整備
- ・ ヘルメット着用努力義務
- ・ 自転車の灯火や両側面への反射器材の整備

重大事故回避のため、安全確保の規定を追加

③事業者の責務

- ・ 従業員に対する自転車の安全利用研修の実施や情報提供
- ・ 自転車通勤者に対するヘルメットの着用や安全利用の指導

特に利用が多い自転車通勤者に対し、事故を起こさないよう事業者側でも指導するように規定を追加

④自転車小売業者の責務

- ・ 自転車購入者に対する安全利用への啓発

【凡例】

黒字：熊本県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例と同規定
赤字：県条例から上乗せする規定

箱書き：上乗せ規定を設けた理由

4-3. 条例改正の内容(骨子案)

○各主体の責務(続き)

⑤交通安全団体の責務

- ・安全利用促進活動を積極的に推進

交通安全活動の専門である交通安全団体に対し、自転車安全施策の推進規定を追加

⑥自転車貸付業者の責務

- ・借受人に対する安全利用への啓発
- ・事業用自転車の定期的な点検整備

車検がない自転車を不特定多数が利用するため、自転車の整備を定期的に行うように規定を追加

⑦自動車及び原動機付自転車の運転者の責務

- ・自転車の側方を通過する際の通行方法(適切な側方間隔または徐行)

自動車や二輪車等が、安全に自転車を追い越すように規定を追加

⑧学校の長の責務

- ・(大学、専修学校、各種学校を除く)児童や生徒、学生に対する発達段階に応じた交通安全教育の実施
- ・(大学、専修学校、各種学校)学生に対する安全利用への啓発
- ・(大学、専修学校、各種学校を除く)児童や生徒、学生に対するヘルメットの着用や安全措置に関する指導
- ・(大学、専修学校、各種学校を除く)教職員に対する自転車の安全で適正な利用を促進するための交通安全教育

教える側が正確な内容を熟知し、児童生徒に伝えてもらうように規定を追加

⑨保護者等の責務

- ・自転車の安全利用に関する理解
- ・保護する者に安全利用に関する技能や知識の習得させること
- ・保護する者や高齢者にヘルメットや反射材の利用を促進すること
- ・高齢者への自転車安全利用に関する助言

高齢者による自転車事故が多いことから、家庭からも助言するように規定を追加

【凡例】

黒字：熊本県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例と同規定
赤字：県条例から上乗せする規定

箱書き：上乗せ規定を設けた理由

4-4. 条例改正の内容(骨子案)

自転車事故の被害者を救済するためには、各主体が一体となって、自転車利用者に対する自転車損害賠償保険等への加入促進する必要があり、新規追加するもの。

○自転車損害保険等への加入促進

①自転車利用者

- ・他人の生命、身体の損害を賠償できるよう自転車損害賠償保険等に加入（義務）
- ・他人の財産を賠償できるよう自転車損害賠償保険等に加入（努力義務）

②保護者等（保護する者が自転車を利用する場合）

- ・他人の生命、身体の損害を賠償できるよう自転車損害賠償保険等に加入（義務）
- ・他人の財産を賠償できるよう自転車損害賠償保険等に加入（努力義務）

③事業者（事業活動において自転車を利用する場合）

- ・他人の生命、身体の損害を賠償できるよう自転車損害賠償保険等に加入（義務）
- ・他人の財産を賠償できるよう自転車損害賠償保険等に加入（努力義務）

④自転車貸付業者（自転車を貸し付ける場合）

- ・他人の生命、身体の損害を賠償できるよう自転車損害賠償保険等に加入（義務）
- ・他人の財産を賠償できるよう自転車損害賠償保険等に加入（努力義務）

⑤自転車小売業者（自転車を販売する場合）

- ・自転車を販売する際に、自転車損害賠償保険等の加入の有無を確認
- ・保険加入が確認できない際に、自転車損害賠償保険等に関する情報提供

【凡例】

黒字：熊本県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例と同規定
赤字：県条例から上乗せする規定

箱書き：上乗せ規定を設けた理由

4-5. 条例改正の内容(骨子案)

○自転車損害保険等への加入促進(続き)

⑥事業者

- ・ 自転車通勤者に自転車損害賠償保険等の加入の有無を確認
- ・ 保険加入が確認できない際に、自転車損害賠償保険等に関する情報提供

⑦自転車貸付業者

- ・ 借受人に自転車損害賠償保険等に関する情報提供

⑧学校の長

- ・ 在学する者に自転車損害賠償保険等の加入に対する必要性や啓発及び情報提供
- ・ (大学、専修学校、各種学校を除く) 通学で自転車を利用している生徒に自転車損害賠償保険等の加入の有無を確認

⑨交通安全団体

- ・ 自転車損害賠償保険等に関する情報提供

⑩損害保険会社等

- ・ 市と連携しながら、自転車損害賠償保険等に関する情報提供

【凡例】

黒字：熊本県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例と同規定
赤字：県条例から上乗せする規定

箱書き：上乗せ規定を設けた理由

一番自転車利用が多い通学時の安全確保のため規定を追加

普段活動している中で、自転車損害賠償保険等の情報提供を合わせて行うように規定を追加

保険のプロである損保会社と連携して、普及に取り組みたいことから規定を追加

4-6. 条例改正の内容(骨子案)

熊本市における自転車利用環境に関する方針を明確化にしながら、施策の展開を図るため、新規追加するもの。

○市における役割

市の責務の具体的な施策等について、この章に規定する

①交通安全教育等の推進

- ・自転車の安全教育や啓発活動を支援
- ・自転車の定期的な点検整備を促進
- ・ヘルメット着用の啓発、情報提供
- ・教職員に対する交通安全教育の支援
- ・自転車損害賠償保険等に関する加入の広報や啓発、情報提供
- ・目的を達成するための施策の実施

②自転車利用環境等の整備

- ・自転車走行空間整備に努めること
- ・駐輪環境の整備に努めること
- ・サイクリング等に関する整備に努めること
- ・自転車利用に関する公共交通機関との連携
- ・関係機関と連携し、利用環境の向上を図ること

③自主的な取組を行う市民への支援

- ・市は、自主的に取組を行う市民に対し、情報の提供や助言など支援すること

【凡例】

黒字：熊本県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例と同規定
赤字：県条例から上乗せする規定

赤箱書き：上乗せ規定を設けた理由

5-1. 条例改正のポイント

○条例改正の4つのポイント

各主体の責務

- ・ 自転車利用者や市だけでなく、保護者、学校、事業者など自転車に関わるすべての主体に責務規定を設ける。

ヘルメット着用

- ・ 自転車利用者（全年齢層）に、ヘルメット着用努力義務規定を追加

ライト点灯等

- ・ 自転車利用者に、夜間時のライト点灯規定等を追加（※道路交通法再掲）

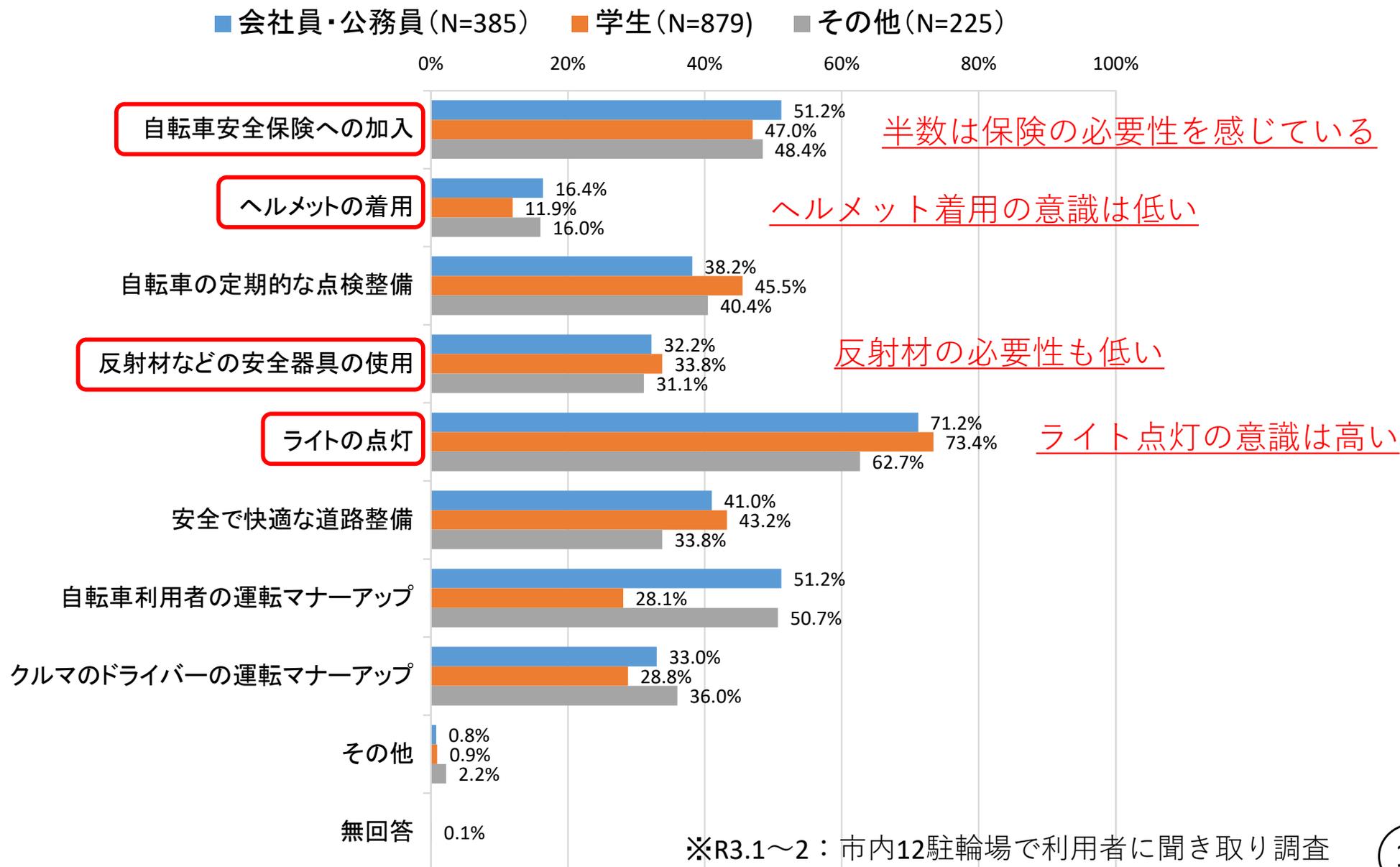
自転車損害賠償保険等への加入促進

- ・ 自転車利用者に、自転車損害賠償保険等の加入義務規定を追加
(R3.10.1から県条例により義務化)

5-2. 条例改正のポイント(参考:自転車利用者の意識について)

Q. 自転車で安全に走行するために必要だと思うことについて教えてください。

※複数回答可



6-1. 各主体の責務について(学校の長の責務)

【熊本県条例】

(学校の長の責務)

第7条 学校(大学を除く。)の長は、当該学校に在学する児童、生徒又は学生が自転車の安全で適正な利用をすることができるよう、その発達段階に応じた交通安全教育及びその計画的な実施に努めるものとする。

2 学校教育法第1条に規定する大学の長は、当該大学に在学する学生が自転車の安全で適正な利用をすることができるよう、必要な啓発に努めるものとする。



【熊本市条例改正(案)】

(学校の長の責務(大学・専修学校・各種学校を除く))

・当該学校に在学する児童、生徒が自転車の安全で適正な利用をすることができるよう、その発達段階に応じた交通安全教育及びその計画的な実施に努める。

・学校の教職員に対し、自転車交通安全教育に必要な知識を習得させるための研修の機会を設けることその他必要な取組を行うよう努める。

(大学・専修学校・各種学校)

・在学する学生が自転車の安全で適正な利用をすることができるよう、必要な啓発に努めるものとする。

6-2. 各主体の責務について(自動車及び原動機付自転車の運転者の責務)

【道路交通法】

道路交通法

(左側寄り通行等)

第十八条 2 車両は、前項の規定により歩道と車道の区別のない道路を通行する場合その他の場合において、**歩行者の側方**を通過するときは、これとの間に**安全な間隔**を保ち、又は**徐行**しなければならない。

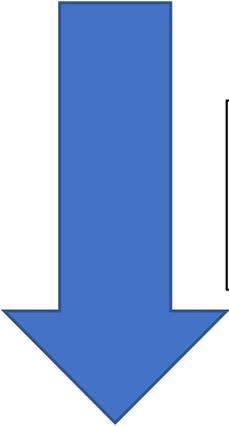
○自転車は車道通行が原則

車両の走行によっては、風圧や圧迫がある
追突された場合、致死率が高くなる傾向

au損保「**自転車の車道通行に関する調査**」 (n=1000)

Q. 自転車で車道を走ることが危ないと思う理由
(複数回答)

A. 「自動車との間隔が近いから」 **85.8%**



9月19日午前4時18分ころ、長野県小布施町の県道で道路の左端を自転車で走行していた71歳の男性が、**後ろから来た軽乗用車にはねられ**、約1時間後に死亡が確認。現場は直線の道路だが、日の出前でまだ暗かったとのこと。

【熊本市条例改正(案)】

(自動車及び原動機付自転車の運転者の責務)

自動車等の運転者は、**自転車の側方**を通過するときは、当該自転車との間に**安全な間隔**を保ち、又は**徐行**するよう努める。

**自転車及安全に車道走行ができるよう
自動車及び原動機付自転車の運転者の責務を追加する**

7-1. ヘルメット着用努力義務規定について

(熊本県警資料より)

熊本市内での事故類型別発生件数と構成率

| | | H30 | | R1 | | R2 | |
|---------|-------|------|--------|------|--------|------|--------|
| | | 発生件数 | 構成率(%) | 発生件数 | 構成率(%) | 発生件数 | 構成率(%) |
| 自転車対歩行者 | | 11 | 2.7% | 10 | 2.5% | 13 | 4.7% |
| 車両対自転車 | 正面衝突 | 7 | 1.7% | 4 | 1.0% | 4 | 1.5% |
| | 追突 | 8 | 2.0% | 1 | 0.3% | 0 | 0.0% |
| | 出会い頭 | 195 | 47.8% | 168 | 42.1% | 128 | 46.5% |
| | 追越追抜時 | 7 | 1.7% | 5 | 1.3% | 5 | 1.8% |
| | すれ違い時 | 0 | 0.0% | 4 | 1.0% | 2 | 0.7% |
| | 右折時 | 51 | 12.5% | 67 | 16.8% | 36 | 13.1% |
| | 左折時 | 62 | 15.2% | 83 | 20.8% | 44 | 16.0% |
| | その他 | 63 | 15.4% | 52 | 13.0% | 34 | 12.4% |
| 単独 | 転倒 | 2 | 0.5% | 3 | 0.8% | 7 | 2.5% |
| | その他 | 2 | 0.5% | 2 | 0.5% | 2 | 0.7% |
| 合計 | | 408 | 100.0% | 399 | 100.0% | 275 | 100.0% |

出会い頭の事故が、約半分を占める。

車両との事故が圧倒的に多い。⇒ ケガから自分を守る必要がある。

7-2. ヘルメット着用努力義務規定について

(熊本県警資料より)

熊本県内での自転車乗用中の死傷者数（ヘルメットの着用・非着用）

| | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | 合計 | 割合 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-----|
| 着用 | 89 | 94 | 82 | 82 | 46 | 393 | 13% |
| 非着用 | 581 | 596 | 541 | 526 | 378 | 2,622 | 87% |
| 不明 | 5 | 5 | 2 | 2 | 0 | 14 | 0% |

うち重傷以上

| | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | 合計 | 割合 |
|-----|-----|-----|-----|-----|----|-----|-----|
| 着用 | 14 | 18 | 8 | 17 | 10 | 67 | 11% |
| 非着用 | 121 | 130 | 86 | 114 | 79 | 530 | 88% |
| 不明 | 1 | 4 | 2 | 0 | 0 | 7 | 1% |

重傷化率
 (着用) $67/393=17.0\%$
 (非着用) $530/2622=20.2\%$

うち死亡

| | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | 合計 | 割合 |
|-----|-----|-----|-----|----|----|----|-----|
| 着用 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 2% |
| 非着用 | 8 | 10 | 9 | 9 | 6 | 42 | 98% |

致死率
 (着用) $1/393=0.25\%$
 (非着用) $42/2622=1.60\%$

ヘルメットを着用することによって、重傷化率・致死率とも低下する。

県内の自転車事故の2/3を占める熊本市で、ヘルメット着用を推進することで、重大事故を低減することができる。

改正条例に、ヘルメット着用努力義務規定を設けることにする。

7-3. ヘルメット着用努力義務規定について

【道路交通法】

(児童又は幼児を保護する責任のある者の遵守事項)

第六十三条の十一 児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児を自転車に乗車させるときは、当該児童又は幼児に**乗車用ヘルメット**をかぶらせるよう努めなければならない。

【熊本県条例】

(保護者等の責務)

第6条 保護者等は、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、**その保護する者又は高齢者に対し**、自転車に関する交通事故を防止するため、次の各号（高齢者の家族にあっては、第2号）に掲げる措置を講じるよう努めるものとする。

(1) 自転車の安全で適正な利用に必要な技能及び知識を習得させること。

(2) **乗車用ヘルメットの着用**及び反射材用品（外部からの光を反射することによりその存在を容易に認識させることを目的とする物品をいう。）の利用をさせること。



【熊本市条例改正（案）】 ※各主体の責務に位置付ける

《自転車利用者》乗車用ヘルメットを着用するよう努める。

《事業者》自転車で通勤し、又は事業活動において自転車を利用する従業者に、**乗車用ヘルメット**の着用等自転車の安全利用に必要な啓発を行うよう努める。

《学校の長（大学、専修学校、各種学校を除く。）》在学する児童、生徒又は学生に対し、**乗車用ヘルメット**の着用その他の安全上の措置に関する教育を行うよう努める。

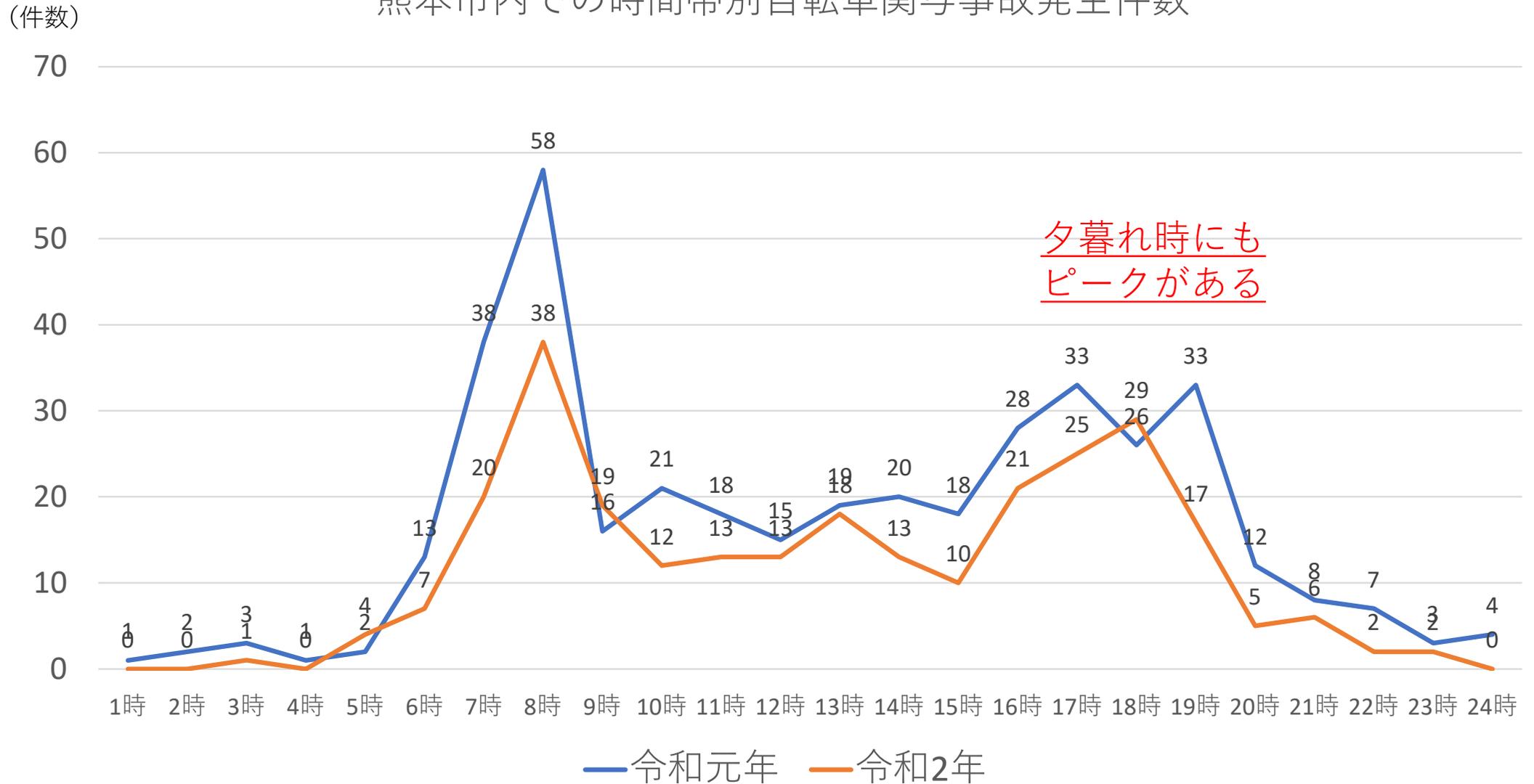
《保護者等》保護する者又は高齢者に対し、**乗車用ヘルメット**の着用、夜間時における前照灯及び反射材用品の利用をさせること。

《市》乗車用ヘルメットの着用の促進に努める。

市の条例では、利用者単独でなく、関係者一体で推進していく。

8-1: ライトの点灯等について

熊本市内での時間帯別自転車関与事故発生件数



8-2. ライトの点灯等について(ライトの点灯規定)

【道路交通法】

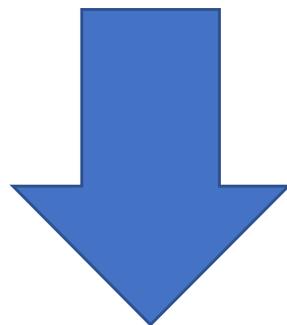
第十節 灯火及び合図

(車両等の灯火)

第五十二条 車両等は、**夜間（日没時から日出時までの時間をいう。）**、道路にあるときは、政令で定めるところにより、**前照灯、車幅灯、尾灯その他の灯火をつけなければならない**。政令で定める場合においては、夜間以外の時間にあつても、同様とする。

【事故例】2019年6月16日 午後7時50分ごろ

熊本市東区湖東3丁目の国道57号で、無灯火（ライトなし）のロードバイクの高校生と散歩していた79歳の男性が衝突し、高齢者は死亡する事故が発生。



【事故例】7月31日午後8時40分ごろ、富山県射水市の市道で、女子高校生の自転車と前から来た普通乗用車が正面衝突。頭を強く打って意識不明の重体。事故があった道路は、片側一車線の道路。

【熊本市条例改正（案）】

(自転車の利用者等の責務)

・自転車利用者は、夜間に道路で自転車を利用する場合は、**前照灯を点灯した自転車を利用しなければならない**。

改めて、夜間時でのライト点灯規定を市条例でも設ける。

※参考 (一般財団法人) 自転車産業振興協会

「平成30年度自転車保有実態に関する調査報告書」より

Q.購入時に自動点灯のライトがついた自転車を購入されましたか。(n=10,164)

⇒あり 56.4%

※自動点灯ライトが普及しつつある。

8-3. ライトの点灯等について(側方反射器の整備規定)

【熊本県道路交通規則】

(軽車両の灯火)

第12条 令第18条第1項第5号の規定により**軽車両**(そり及び牛馬を除く。以下この条において同じ。)がつけなければならない灯火は、次の各号に掲げるものとする。**ただし、反射器材を備えている場合は、第2号に掲げる灯火をつけることを要しない。**

(1) 灯光の色が白色又は淡黄色で、**夜間前方10メートル**の距離にある交通上の障害物を確認することができる性能を有する**前照灯**

(2) 灯光の色が燈色又は赤色で、**夜間後方100メートル**の距離から点灯を確認することができる性能を有する**尾灯**
2 前項ただし書の**反射器材**は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 軽車両に備えつけられた場合において、**夜間後方100メートルの距離**から道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第32条第2項の基準に適合する前照灯で照射したときに、その反射光を照射位置から容易に確認できるものであること。

(2) 反射光の色は、燈色又は赤色であること。

【事故例】9月5日午後7時前、神戸市垂水区の市道の交差点で、直進していた軽自動車が、横断歩道を自転車で渡っていた小学1年の7歳の女の子はね、頭を強く打つなどして意識不明の重体。

【事故例】9月18日午後10時半ごろ、福岡市博多区の交差点で、自転車に乗って横断歩道を渡っていた15歳の女子高生を、左折してきた軽自動車がはね、頭などを強く打っていて、意識不明の重体。

横断歩道でも夜間は危険な状況⇒目立つ工夫が必要

【熊本市条例改正(案)】

(自転車の利用者等の責務)

- ・ 自転車利用者は、自転車の車輪の**側面に反射器材**を備えたものを利用するよう努める。

9. 自転車損害賠償保険等の加入義務化規定について

【熊本県条例】

《自転車利用者（第11条）・保護者（第12条）・事業者（第13条）・自転車貸付業者（第14条）》

自転車損害賠償保険等（身体）への加入義務

自転車損害賠償保険等（財産）への加入努力義務

《自転車小売業者（第15条第1項,第2項）》購入者に対し、自転車損害賠償保険等の加入有無の確認・保険の情報提供に努める。

《事業者（第15条第3項,第4項）》自転車通勤者に対し、自転車損害賠償保険等の加入有無の確認・保険の情報提供に努める。

《自転車貸付業者（第15条第5項）》借受人に対し、自転車損害賠償保険等の情報提供に努める。

《学校の長（第7条第3項）》在学生等に対し、自転車損害賠償保険等の加入の啓発・保険の情報提供に努める。

《県（第18条）》自転車損害賠償保険等の加入の啓発活動に努める。



【熊本市条例改正（案）】

《自転車利用者・保護者・事業者・自転車貸付業者》

自転車損害賠償保険等（身体）への加入義務

自転車損害賠償保険等（財産）への加入努力義務

《自転車小売業者》購入者に対し、自転車損害賠償保険等の加入有無の確認・保険の情報提供に努める。

《事業者》自転車通勤者に対し、自転車損害賠償保険等の加入有無の確認・保険の情報提供に努める。

《自転車貸付業者》借受人に対し、自転車損害賠償保険等の情報提供に努める。

《学校の長》在学する生徒や学生に対し、自転車損害賠償保険等加入の啓発・保険の情報提供に努める。

（大学・専修学校・各種学校を除く）自転車通学する生徒に対し、自転車損害賠償保険等の加入有無の確認に努める。

《交通安全団体》自転車損害賠償保険等の加入の情報提供に努める。

《市》自転車損害賠償保険等の加入の情報提供に努める。

《損害保険会社等》市と連携しながら、自転車損害賠償保険等の加入の情報提供に努める。

赤字：県条例から上乗せする規定

市の条例では、関係者一体で加入促進を実施していく。

10. 条例改正のスケジュール

- 熊本市自転車駐車対策等協議会で、外部からの意見を聴収し、条例案に反映する。
- 令和3年12月末にパブリックコメントを実施予定。
- 令和4年3月議会に上程し、**令和4年10月の施行**を目指す。

| | 令和3年度 | | | | | | | | | 令和4年度 | | | |
|-----------------|-------|------------------------------------|---------------|-----|------------------------|------------|---------------|----|--------------|-------|------|-------|-----|
| | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4~6 | 7~9 | 10~12 | 1~3 |
| 条例改正 | 骨子作成 | | 条文作成 法制課審査 | | | | パブリック コメント | | 最終審査 議会上程 | | 周知期間 | | 施行 |
| 政策会議 政策調整会議 | | 各局照会 政策調整会議(8/17) 政策会議(8/26) | | | 各局照会 政策調整会議 政策会議 | | | | | | | | |
| 市議会 | | | 所管事務 報告 | | | 所管事務 報告 | | | 審議 議決 | | | | |
| 自転車駐車対策 等協議会 | | | 開催 | | | 開催 | | | | | | | |